

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	精神障害者保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和3年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 (1) 申請書及び各種届出の受理 (2) 進達事務 (3) 手帳の情報確認 (4) 各種通知の作成 (5) 交付台帳の整備 (6) 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 (7) 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。
③システムの名称	統合番号連携システム、情報共有基盤システム、福祉保健システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉保健システム(精神障害者保健福祉手帳DB)、統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一14項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号別表第二 10項、14項、16項、20項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、85項の2、106項、108項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号二及び4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条6号ト及び第8号チ、第14条第1号ロ及び2号ロ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ及び第2号ロ、第22条第1号ロ、第28条第1号ロ、第29条第2号、第30条第1号ホ及び及び第3号ホ、第31条第4号ロ、第42条第2項、第43条の4第1号ロ、第53条第1号二、同条第2号ハ及び第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ及び第11号二、第59の2の2第1号チ及び第6号チ 【照会】 番号法第19条第8号別表第二 25項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター
②所属長の役職名	センター長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階 電話番号:045-671-4455
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 (1) 申請書及び各種届出の受理 (2) 進達事務 (3) 手帳の情報確認 (4) 各種通知の作成 (5) 交付台帳の整備 (6) 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 (7) 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 (1) 申請書及び各種届出の受理 (2) 進達事務 (3) 手帳の情報確認 (4) 各種通知の作成 (5) 交付台帳の整備 (6) 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 (7) 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	事後	
令和3年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号別表第二 10項、14項、16項、20項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、85項の2、106項、108項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ及び4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条6号ト及び第8号チ、第14条第1号ロ及び2号ロ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ及び第2号ロ、第22条第1号ロ、第28条第1号ロ、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2項、第43条の4第1号ロ、第53条第1号二、同条第2号ハ及び第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ及び第11号二、第59の2の2第1号チ及び第6号チ 【照会】 番号法第19条第7号別表第二 25項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	【提供】 番号法第19条第8号別表第二 10項、14項、16項、20項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、85項の2、106項、108項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ニ及び4号ニ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条6号ト及び第8号チ、第14条第1号ロ及び2号ロ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ及び第2号ロ、第22条第1号ロ、第28条第1号ロ、第29条第2号、第30条第1号ホ及び第3号ホ、第31条第4号ロ、第42条第2項、第43条の4第1号ロ、第53条第1号二、同条第2号ハ及び第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ及び第11号二、第59の2の2第1号チ及び第6号チ 【照会】 番号法第19条第8号別表第二 25項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	事後	
令和3年12月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年12月8日	II しきい値判定項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	